

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

デンヨー株式会社

代表取締役社長 白 鳥 昌 一

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野4丁目1番1号
サンプラザ 11階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役9名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
4. 当日ご出席願えない場合の議決権行使について
 - (1) 書面による議決権行使
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。
 - (2) 電磁的方法による議決権行使
電磁的方法により議決権を行使される場合には、3頁の「電磁的方法による議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。ただし、書面および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による行使内容を有効といたします。
- (2) 同一の議案について異なる内容で議決権を行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。
(アドレス <http://www.denyu.co.jp>)
 - ◎節電への協力のため、当日、当社の役員および係員はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

《電磁的方法による議決権行使についてのご案内》

【インターネットによる方法】

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<http://www.tosyodai54.net>) にアクセスのうえ、議決権行使書用紙の「お願い」欄に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。

(ご注意)

- ・パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境によってはご利用いただけない場合がございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ*のいずれかのサービスをご利用ください。なお、機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株主名簿管理人：東京証券代行株式会社

電話 0120-88-0768 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後9時

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られたものの、中国の景気減速や年明け以降の円高により先行き不透明な状況となりました。一方、世界経済は、原油安の影響などもあり、新興国経済に減速感が見られましたが、総じて底堅く推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては、インフラの老朽化対策工事や首都圏再開発工事など建設需要は堅調に推移しているものの、公共投資は減少傾向にあり、景気の先行き懸念から、民間設備投資にも一部で慎重な姿勢が見られました。一方、海外においては、アジア市場および中近東市場で需要が堅調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは、積極的に新製品を市場に投入すると共に海外での拡販にも注力してまいりましたが、売上高は504億19百万円（前期比3.5%減）となりました。利益面におきましては、比較的収益性が高い製品の出荷減少やベトナム工場の固定費増加などもあり、営業利益は40億97百万円（同23.4%減）、経常利益は44億94百万円（同21.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億37百万円（同18.7%減）となりました。

製品区分別売上高の概況は次のとおりです。

発電機関連では、海外向けがアジア市場向けや中近東市場向けに中・大型の発電機の出荷が堅調に推移しましたが、国内向けが、大手リース・レンタル会社向けが減少したことから、売上高は382億94百万円（前期比4.5%減）となりました。

溶接機関連では、国内向けがティグ溶接機などの出荷が増加しましたものの、小型溶接機の出荷が減少し、海外向けも、欧州市場向けが低調だったことから、売上高は51億円（同8.2%減）となりました。

コンプレッサ関連では、国内向けが主力のリース・レンタル業界向けが減少したことから、売上高は11億4百万円（同2.0%減）となりました。

その他は、高所作業車や製品等に付随する部品売上の増加などにより、売上高は59億19百万円（同7.5%増）となりました。

地域別セグメントの概況は次のとおりです。

① **日 本**

日本では、アジア市場や中近東市場向けなど全般的に発電機の出荷が増加しましたが、国内市場向けは、景気の先行きに対する懸念から購入に慎重な姿勢が見られ、また、資材や人手不足による建設工事の遅れなどにより、設備用発電機の出荷に一部影響があったことから、売上高は380億5百万円（前期比0.3%減）、営業利益は26億83百万円（同17.3%減）となりました。

② **ア メ リ カ**

アメリカは、レンタル市場向けの発電機の出荷が減少したことから、売上高は73億7百万円（同18.6%減）、営業利益は7億77百万円（同34.4%減）となりました。

③ **ア ジ ア**

アジアは、空港や港湾などインフラ整備工事向けや企業の設備用などで発電機の需要が堅調でしたが、資源開発向けの需要が低調であったことから、売上高は45億85百万円（同2.6%減）となりました。営業利益は、ベトナム工場において発電機完成品の生産を開始したことに伴う固定費の増加もあり、2億40百万円（同65.8%減）となりました。

④ **欧 州**

欧州は、発電機の出荷が増加したことから、売上高は5億21百万円（同8.8%増）、営業利益は16百万円（同144.7%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は11億25百万円であります。

その主なものは、当社の福井工場における設備投資4億28百万円および子会社デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD. における新本社用建屋の建設等2億78百万円ならびに子会社デンヨー ベトナム CO., LTD. における工場設備投資1億5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、当社は資金調達の機動性および安定性を高められることから、取引銀行4行との間で融資極度枠30億円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におきましては、当該コミットメントラインの借入実行残高はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第65期 平成24年度	第66期 平成25年度	第67期 平成26年度	第68期 平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	47,671	49,832	52,267	50,419
経 常 利 益(百万円)	5,007	5,723	5,757	4,494
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,398	3,725	3,857	3,137
1株当たり当期純利益(円)	149.00	165.21	179.38	146.79
総 資 産(百万円)	55,715	61,518	67,324	66,994
純 資 産(百万円)	40,152	44,323	49,195	50,812
1株当たり純資産額(円)	1,723.43	1,990.19	2,215.29	2,285.62

(注) 平成26年度(第67期)より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成25年度(第66期)については遡及適用後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第65期 平成24年度	第66期 平成25年度	第67期 平成26年度	第68期 平成27年度 (当事業年度)
売 上 高(百万円)	33,015	35,735	35,694	36,689
経 常 利 益(百万円)	3,749	3,801	3,044	2,804
当 期 純 利 益(百万円)	2,874	2,627	2,314	2,052
1株当たり当期純利益(円)	125.75	116.24	107.38	95.83
総 資 産(百万円)	46,384	49,571	52,554	51,543
純 資 産(百万円)	33,691	35,170	37,370	37,741
1株当たり純資産額(円)	1,477.72	1,630.98	1,744.95	1,761.70

(注) 平成26年度(第67期)より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成25年度(第66期)については遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
デンヨー興産株式会社	百万円 50	% 100	産業用電気機械器具等の補修用部品の販売および商品の販売
西日本発電機株式会社	百万円 50	% 100	産業用電気機械器具等の製造・販売
デンヨー アメリカ コーポレーション	百万米ドル 5	% 100	産業用電気機械器具等の部品の販売
デンヨー マニュファクチュ アリング コーポレーション	百万米ドル 6	(注) 1 % (80)	アメリカにおける産業用電気機械器具等の製造・販売
デンヨー アジア PTE. LTD.	百万円 600	% 100	アジアにおける統括管理業務
デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.	百万シンガポールドル 3	(注) 2 % (76)	シンガポールおよび周辺各国における産業用電気機械器具等の販売およびリース・レンタル
デンヨー ヨーロッパ B. V.	百万ユーロ 4	% 100	ヨーロッパにおける産業用電気機械器具等の販売
デンヨー ベトナム CO., LTD.	百万米ドル 10	% 100	産業用電気機械器具等および部品の製造・販売
P.T.デイン プリマ ジェネレーター	十億ルピア 13	(注) 2 % (51)	産業用電気機械器具等の製造・販売

(注) 1. デンヨー アメリカ コーポレーションによる出資の比率であります。

2. デンヨー アジア PTE. LTD. による出資の比率であります。

② 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は、504億19百万円（前期比3.5%減）、営業利益は40億97百万円（同23.4%減）、経常利益は44億94百万円（同21.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億37百万円（同18.7%減）となりました。

(6) 対処すべき課題

今後の経営環境は、国際競争の激化や市場構造の変化により厳しさを増すものと予想されますが、当社グループは、景気や市場の跛行性に左右されにくい企業体質を目指し、グループ各社の生産性向上等により収益基盤の強化に努めてまいります。

国内市場では、建設関連分野は、短・中期的には防災・減災事業や復興事業のほか、東京五輪関連事業等により需要が底堅く推移するものと期待されますが、長期的には公共投資の減少などにより設備投資が抑制傾向になることを否定できません。こうした状況に対応し、更なる受注拡大、収益力強化を図るため、当社は提案型営業の強化に取り組んでおり、それぞれのお客様に最適なサービス体制を整え、営業範囲を拡大してまいります。また、建設関連以外の市場向け製品の拡充も推進してまいります。さらに、新たな事業機会を逃さぬよう、新製品、新規事業の開発にも積極的に経営資源を投入してまいります。

海外市場では、販路拡充に向けて、販売拠点の開拓、整備と各市場に適した製品開発を図ってまいります。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社10社および関連会社1社により構成されており、産業用電気機械器具等（エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサ等）の製造ならびに販売と、これらに付随する補修用部品の販売およびアフターサービス等の事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等（平成28年3月31日現在）

当 社 本 社	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号
国内営業拠点	当社 東京営業所（東京都中央区）、 大阪営業所（兵庫県尼崎市）、その他全国22都市 デンヨー興産株式会社（東京都中央区）、 西日本発電機株式会社（佐賀県唐津市）
海外営業拠点	デンヨー アメリカ コーポレーション（アメリカ）、 デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.（シンガポール）、 デンヨー ヨーロッパ B.V.（オランダ）
国内生産拠点	当社 福井工場（福井県三方上中郡）、 西日本発電機株式会社（佐賀県唐津市）
海外生産拠点	デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション（アメリカ）、 デンヨー ベトナム CO., LTD.（ベトナム）、 P.T. デイン プリマ ジェネレーター（インドネシア）
研究開発拠点	当社 開発研修センター（埼玉県坂戸市）

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,165名	44名増

(注) 使用人数は当社および連結子会社の就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
529名	19名増	38.6歳	13.3年

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	563
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	281
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	169
株 式 会 社 伊 予 銀 行	112

百万円

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 97,811,000株
 ② 発行済株式の総数 22,859,660株（自己株式610,138株を含む）
 ③ 株 主 数 4,756名
 ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 久 栄	1,600	7.19
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,109	4.98
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	872	3.92
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	826	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	601	2.70
デ ン ヨ ー 親 栄 会	587	2.63
株 式 会 社 鶴 見 製 作 所	543	2.44
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	540	2.42
株 式 会 社 ク ボ タ	500	2.25
ステートストリートバンクアンド トラスティカンパニー 505103 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	460	2.07

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の財産として拠出している当社株式1,109千株（持株比率4.98%）を含んでおり、その議決権行使の指図者は株式会社みずほ銀行が留保しております。（株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社」であります。）
2. 当社は、自己株式を610,138株保有しておりますが、上記の大株主より除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（610,138株）を控除して計算しております。
4. 当社は、従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付する、株式給付信託（J-E-S-O-P）および当社取締役に対する株式報酬制度「取締役株式給付制度」として株式給付信託（B-B-T）を導入しており、これらの信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が当社株式826千株を保有しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼CEO	久保山 英 明	
代表取締役社長	古 賀 繁	
取 締 役	白 鳥 昌 一	常務執行役員管理部門長
取 締 役	江 藤 陽 二	常務執行役員国内営業部門長
取 締 役	矢 代 輝 雄	執行役員生産部門長
取 締 役	水 野 恭 男	執行役員国際営業部門長兼海外営業第三部長 デンヨー アメリカ コーポレーション代表取締役 デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役
取 締 役	田 中 利 明	執行役員開発部門長兼知的財産部長
取 締 役	高 田 晴 仁	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
常勤監査役	増 井 亨	
常勤監査役	杉 山 勝	
監 査 役	山 田 昭	弁護士 三宅・山崎法律事務所パートナー スリーフィールズ合同会社 代表社員 ソーラーフロンティア株式会社 社外監査役
監 査 役	武 山 芳 夫	第一生命情報システム株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 取締役高田晴仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。
2. 監査役山田昭氏、武山芳夫氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。なお、両氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。

3. 平成28年4月1日付で取締役の役職および担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職および担当	旧役職および担当
久保山 英明	取締役相談役	代表取締役会長兼CEO
古賀 繁	取締役会長	代表取締役社長
白鳥 昌一	代表取締役社長	取締役常務執行役員管理部門長
江藤 陽二	代表取締役副社長執行役員 (営業部門、管理部門、品質管理部門管掌)	取締役常務執行役員国内営業部門長
矢代 輝雄	取締役常務執行役員生産部門長兼海外製造子会社管掌	取締役執行役員生産部門長
水野 恭男	取締役常務執行役員営業部門長兼海外販売子会社管掌	取締役執行役員国際営業部門長兼海外営業第二部長
田中 利明	取締役上席執行役員開発部門長兼知的財産部長	取締役執行役員開発部門長兼知的財産部長

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	9名	193百万円	うち社外1名 5百万円
監査役	7名	52百万円	うち社外4名 10百万円
合計	16名	245百万円	うち社外5名 16百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与35百万円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議において、年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会決議において、年額60百万円以内と決議しております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当額55百万円(取締役7名に対し51百万円、監査役2名に対し3百万円)が含まれております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および監査役の報酬額は、取締役については取締役会の協議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

なお、当社は内規において、取締役および監査役の基本報酬の決定・改定・減額等の方針および役員賞与の決定等の方針について定めております。基本報酬は、従業員給与比率、他社報酬水準等を考慮し役位別に定める報酬テーブルに基づき、各取締役および監査役の役位毎の役割や責任、業務遂行実績等の評価により決定しております。役員賞与は、連結ROEが規定水準を超過した場合に、連結当期純利益に一定の比率を乗じて賞与ファンドを算定し、各取締役および監査役の業務遂行実績等の評価に基づき決定しております。なお、当社は、社外取締役を除く取締役の当該賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」を導入しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高田晴仁氏は、慶應義塾大学大学院の教授であります。なお、当社と同大学院との間に特別の関係はありません。
- ・監査役山田昭氏は、三宅・山崎法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社と同法律事務所との間に特別の関係はありません。なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。また、同氏は、スリーフィールズ合同会社の代表社員ですが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役武山芳夫氏は、第一生命情報システム株式会社の代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員としての兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役山田昭氏は、ソーラーフロンティア株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

- ・平成27年度の取締役会には、取締役高田晴仁氏は13回中全てに、監査役山田昭氏および監査役武山芳夫氏とも平成27年6月26日の就任以降10回中全てに出席し、疑問点等につき適宜質問し意見を述べております。また、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。
- ・平成27年度の監査役会には、監査役山田昭氏および武山芳夫氏とも平成27年6月26日の就任以降13回中全てに出席し、監査についての意見交換、協議等を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求した場合、監査役会はこれを審議し、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する事項

（内部統制システムに関する基本的な考え方）

当社グループは、広く社会から信頼される企業を目指しており、経営の効率性、健全性の向上と透明性を確保し、公正な企業活動を基本方針として企業価値を継続的に高めていくため、内部統制システムを整備し運用することが経営上の重要な課題であると考えております。

（内部統制システムの基本方針）

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システムの基本方針）は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 倫理綱領に則り、取締役および使用人は、法令、定款、経営理念その他の社会的規範等を遵守し公正な企業活動を行うこととする。
また、本綱領の内容の徹底を図るためコンプライアンス担当取締役を任命し、経営企画室が中心となってコンプライアンスプログラムの整備および教育等を実施し、周知徹底を図るものとする。
 - ・ コンプライアンスの充実のため社内外の研修を積極的に活用し、意識の維持・向上を図ることとする。
 - ・ コンプライアンス相談窓口を経営企画室に設置すると共に、顧問法律事務所相談窓口を設置しコンプライアンスに関する事項のほか、幅広く相談を受け、迅速な対応をとれる体制を整えることとする。

- ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制として、倫理綱領の行動基準の中に、法令や社会規範等を誠実かつ謙虚に遵守するだけでなく、違法行為や反社会的行為は動機の如何を問わず行わず、またそれを許さないという基本姿勢を定めるものとする。

また、リスク管理規程の中で対応の手順を定めると共に、対応窓口を設定して平素より顧問弁護士、警察署などと密接な連携をとり、速やかに対処できる体制を確保するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。
- ・取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、その体制を整備することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に則り、取締役、使用人等が協力して不正行為や法令違反行為を未然に防ぎリスクを回避する体制、および万一重大なリスクが発生した場合、被害を最小限にいとめる体制を整備するものとする。
- ・リスク管理の業務を遂行するリスク管理オフィサーを設置し、リスク管理委員会に業務の遂行状況を報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・職務権限規程で、代表取締役、取締役、執行役員、使用人等の責任と権限を明らかにして業務の円滑かつ効率的運営を確保し、取締役会は、会社経営の基本方針、法令で定められた事項、および取締役会規程に定められた決議事項を決定するものとする。
- ・取締役、監査役および執行役員によって構成される経営会議で、業務執行に関する個別経営課題を実務的に協議するものとする。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・当社およびグループ各社の取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識すると共に、財務報告の適正性を確保するため全役職員に対し、定期的な諸会議を利用して周知徹底を図る。
- ・当社およびグループ会社は、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう会計システムの見直しを進め実効性のある内部統制を整備するものとする。

- ⑥ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・連結グループ会社も内部統制システムを整備し、リスク管理体制、コンプライアンス体制がグループ全体に適用され業務の適正を確保するものとする。
 - ・グループ会社の管理については、関係会社管理規程を定め管理する体制とする。
 - ・コンプライアンスに関する相談、通報については、当社窓口を直接利用できる体制とする。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、監査室の使用人と緊密に連携し、必要に応じて補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・前号の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の同意を得るものとする。
- ⑨ 当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。
 - ・監査役は職務遂行のため、当社の取締役および使用人等ならびに子会社の取締役および使用人等は、会社経営および事業運営上の重要事項（コンプライアンスおよびリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含む）ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告する。
 - ・監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に会合をもち、お互いに意思の疎通を図り、積極的に意見および情報の交換を行うものとする。
- ・ 連結グループ会社の監査役とグループ監査役会を定期的に開催し、各社の活動や監査結果の報告を通じて意見および情報の交換等、連結グループ会社との連携体制の確立を図るものとする。
- ・ 監査役がその職務について、費用の前払い等の請求をしたときは、監査の業務に必要でないと明らかに認められるときを除き、その費用を負担する。
(内部統制システムの運用状況)

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要につきましては、以下のとおりであります。

- ・ 経営企画室がコンプライアンス推進活動として定期的に取り締役および使用人に対して情報発信を行い、取締役および使用人のコンプライアンス意識の醸成を図っており、また、各階層別の研修会においてコンプライアンスを主題としたテーマを含め、社内教育を行いました。
- ・ 内部通報規程に基づき、社内外に内部通報窓口を設置しており、使用人からの相談などを受け付けました。
- ・ リスク管理規程に基づき、リスク管理オフィサーとして選任された管理部門長がリスク管理業務を遂行するとともに、年2回開催されるリスク管理委員会がリスク管理業務の遂行状況を確認し、対策手段の検討および本規程の実施状況の監査等を行いました。
- ・ 毎月1回開催される取締役会において経営の基本方針等を決定するとともに、同じく毎月1回開催される経営会議において業務執行に関する個別経営課題について協議いたしました。また、これらの会議においては、業務の効率性や適正性ならびに法令等への適合性についても審議いたしました。
- ・ 関係会社管理規程に基づき、グループ会社の重要な経営上の意思決定事項について当社が承認または協議を行い、また、当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を定期的で開催し、情報の共有化を図りました。
- ・ 社外監査役を含む監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について必要な報告を受け、また、代表取締役および会計監査人と定期的に会合をもち、互いの意思の疎通に努め、さらには、監査室による事業所監査に同行して監査を行うことで、当社の内部統制システムに対する監視活動を行いました。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。従って、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量取得行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。

当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「野外パワーソースを通じて、常に革新に向けてチャレンジし続ける国際企業集団として、世界のNO1を目指します。」との当社グループ基本方針（ビジョン）を掲げ、国内外において、既存事業の拡充・効率化および新たな市場の開拓を目指した事業展開を行っております。

当社グループは、その主要な事業領域を、建設関連事業、産業機器事業および新規事業の3領域とし、それぞれにおいて、海外市場・新規市場の開拓に注力し、特に、建設需要に依存することとなる建設向け製品にとどまらず、非常用発電機をはじめとする非建設向け製品の開発・販売促進に努めることにより、需要創造型の経営への転換を図っております。そのため、引き続き、新技術の研究から製品の開発に至るまで、積極的な研究開発を進めております。

また、収益性の高いグループ体制を構築するべく、生産体制および国際的な原料調達の新なる効率化を進めると共に、国内・海外工場への合理化投資を行っております。

さらに、当社グループは、柔軟な組織運営を行うと同時に、各役職員の権限および責任の所在を明確化することを通じて、当社グループ全体の組織運営を活性化し、かつ、これと並行して当社グループの国際的な事業展開を支えるに足る人材の育成を進めることにより、当社グループが新規市場に事業を拡大していくための素地となる、活力ある企業風土を構築することを目指しております。

以上に加え、コーポレート・ガバナンスの取組みとして、各事業年度における取締役の責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年とし、また、事業環境の変化への機動的対応等を図るべく執行役員制度を導入し、さらに、当社取締役、監査役および執行役員が出席する経営会議や当社グループ各社の社長が出席するグループ経営会議を設置しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しており、平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいて更新しております。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保すると共に、買付者等（以下に定義されます。）との協議・交渉等の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前に当該買付等に関する情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大3分の1まで希釈化される可能性があります。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、上記(3)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、上記基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、有効期間が約3年と定められた上に、株主総会または取締役会により何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性、客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、製品競争力の維持・強化に向けた研究開発投資および設備投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する利益の還元を充実していくことが重要と認識し、業績や配当性向などを総合的に勘案した成果配分を基本方針としております。

この基本方針のもと、これまで高水準で推移してきた大型設備投資は、当面、落ち着くことが予想されることから、当期の期末配当金につきましては、1株につき16円とさせていただきます。その結果、中間配当金14円と合わせて、年間配当金は1株当たり30円（前期比2円増額）の配当となります。

また、次期の株主配当金につきましては、引き続き利益の還元を充実しつつ業績ならびに配当性向を勘案し、1株当たり30円（中間、期末共に15円）を予定しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	42,246	流 動 負 債	12,455
現金及び預金	11,245	支払手形及び買掛金	10,020
受取手形及び売掛金	19,315	短期借入金	232
有価証券	499	未払費用	618
商品及び製品	5,696	未払法人税等	393
仕掛品	1,102	賞与引当金	622
原材料及び貯蔵品	3,538	役員賞与引当金	78
繰延税金資産	517	製品保証等引当金	121
その他	355	その他	368
貸倒引当金	△ 25	固 定 負 債	3,726
固 定 資 産	24,747	長期借入金	1,126
有形固定資産	15,418	長期未払金	91
建物及び構築物	7,497	繰延税金負債	1,576
機械装置及び運搬具	2,831	退職給付に係る負債	440
土地	4,855	その他	490
建設仮勘定	26	負 債 合 計	16,181
その他	208	純 資 産 の 部	
無形固定資産	594	株 主 資 本	44,697
借地権	377	資本金	1,954
ソフトウェア	159	資本剰余金	1,779
その他	57	利益剰余金	42,343
投資その他の資産	8,734	自己株式	△ 1,381
投資有価証券	8,412	その他の包括利益累計額	4,157
繰延税金資産	59	その他有価証券評価差額金	3,014
その他	267	為替換算調整勘定	1,142
貸倒引当金	△ 5	退職給付に係る調整累計額	0
資 産 合 計	66,994	非支配株主持分	1,957
		純 資 産 合 計	50,812
		負債純資産合計	66,994

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,419
売上原価		38,262
売上総利益		12,157
販売費及び一般管理費		8,059
営業利益		4,097
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	152	
受取家賃	83	
持分法による投資利益	92	
その他の他	149	500
営業外費用		
支払利息	42	
コミットメントライン手数料	7	
その他の他	53	102
経常利益		4,494
特別利益		
固定資産売却益	312	312
特別損失		
固定資産処分損	1	1
税金等調整前当期純利益		4,805
法人税、住民税及び事業税	1,383	
法人税等調整額	21	1,404
当期純利益		3,400
非支配株主に帰属する当期純利益		263
親会社株主に帰属する当期純利益		3,137

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日 残高	1,954	1,754	39,873	△ 1,359	42,223
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 666		△ 666
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,137		3,137
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分				4	4
自己株式の信託への処分		24		△ 24	
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	24	2,470	△ 21	2,473
平成28年3月31日 残高	1,954	1,779	42,343	△ 1,381	44,697

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成27年4月1日 残高	4,034	1	1,086	△ 9	5,112	1,859	49,195
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 666
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,137
自己株式の取得							△ 1
自己株式の処分							4
自己株式の信託への処分							
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△ 1,020	△ 1	56	9	△ 955	98	△ 856
連結会計年度中の変動額合計	△ 1,020	△ 1	56	9	△ 955	98	1,617
平成28年3月31日 残高	3,014	-	1,142	0	4,157	1,957	50,812

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数 10社
主要な連結子会社の名称
(国内) デンヨー興産株式会社
西日本発電機株式会社
(海外) デンヨー アメリカ コーポレーション
デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション
デンヨー アジア PTE. LTD.
デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.
デンヨー ヨーロッパ B. V.
デンヨー ベトナム CO., LTD.
P. T. デイン プリマ ジェネレーター
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連会社数 1社
持分法適用の関連会社の名称 (国内) 新日本建販株式会社
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
在外連結子会社デンヨー アメリカ コーポレーション他7社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。
 - ② デリバティブ……………時価法
 - ③ たな卸資産……………製品・仕掛品は主として先入先出法による原価法、原材料は主として移動平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については定額法を採用しております。なお、在外連結子会社は、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 7年～47年
機械装置及び運搬具 2年～11年
 - ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
 - ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金……………当社及び国内連結子会社は、役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ④ 製品保証等引当金……………当社及び国内連結子会社は、製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用見込額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 なお、在外連結子会社の資産及び負債は、当該在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|-------------|---------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 長期借入金 |
| コモディティ・スワップ | 原材料(銅) |
- ③ ヘッジ方針
 社内規程に基づき、金利変動リスク及び原材料(銅)の価格変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引及びコモディティ・スワップ取引を利用しております。なお、当該規程にてデリバティブ取引の限度額を実需の範囲内で行うこととし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 金利スワップについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。また、コモディティ・スワップについては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、有効性の判定を行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る負債の計上基準
 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。
 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② 消費税等の会計処理
 税抜方式を採用しております。
- (7) 重要な会計方針の変更
 (企業結合に関する会計基準等の適用)
 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

連結貸借対照表に関する注記

- 有形固定資産の減価償却累計額 10,230百万円
- 当社は、資金調達上の機動性及び安定性を高められることから、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,000百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	22,859	－	－	22,859

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月21日 取締役会	普通株式	355	16	平成27年3月31日	平成27年6月5日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	311	14	平成27年9月30日	平成27年12月8日

- (注) 1. 平成27年5月21日開催の取締役会決議における「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が基準日現在に所有する当社株式792,900株に対する配当金12百万円を含めております。
2. 平成27年11月9日開催の取締役会決議における「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が基準日現在に所有する当社株式827,100株に対する配当金11百万円を含めております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月20日 取締役会	普通株式	355	利益剰余金	16	平成28年3月31日	平成28年6月9日

- (注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が、基準日現在に所有する当社株式826,200株に対する配当金13百万円を含めております。

金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は主に短期的な預金等に限定して運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、決定承認権限規程の与信限度設定事務手続要領によりリスクの低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っています。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期限であります。

借入金の用途は、運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、変動金利条件で調達した長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、原材料(銅)の価格変動リスクにはコモディティ・スワップ取引をヘッジ手段として利用しており、外貨建ての貸付及び債権の回収に係る為替変動リスクには先物為替予約及び通貨スワップを利用しております。なお、これらのデリバティブ取引は金融デリバティブリスク管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	11,245	11,245	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (* 2)	19,315		
	△ 25		
	19,289	19,289	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,192	7,192	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,020)	(10,020)	—
(5) 短期借入金	(232)	(232)	—
(6) 長期借入金	(1,126)	(1,256)	△129
(7) デリバティブ取引	(440)	(440)	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 受取手形及び売掛金については、一般債権の貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、コマーシャルペーパーについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の調達を新たに行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)参照)。また、先物為替予約及び通貨スワップについては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(注2) ① 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,023百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

② 関係会社株式(連結貸借対照表計上額696百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	2,285円62銭
2. 1株当たり当期純利益	146円79銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,255	流 動 負 債	10,263
現金及び預金	4,979	支払手形	862
受取手形	5,527	電子記録債権	1,749
電子記録債権	718	買掛金	6,294
売掛金	9,723	未払金	63
有価証券	499	未払費用	241
商品及び製品	3,685	未払法人税等	244
仕掛品	442	預り金	167
原材料及び貯蔵品	1,376	賞与引当金	450
繰延税金資産	323	役員賞与引当金	55
その他の他	998	製品保証等引当金	104
貸倒引当金	△ 21	その他	29
固 定 資 産	23,288	固 定 負 債	3,539
有形固定資産	8,861	長期借入金	1,126
建物	3,569	長期未払金	91
構築物	182	預り保証金	31
機械装置	467	繰延税金負債	1,556
車両運搬具	10	退職給付引当金	282
工具器具備品	113	その他	450
土地	4,491	負 債 合 計	13,802
建設仮勘定	26	純 資 産 の 部	
無形固定資産	181	株 主 資 本	34,737
借地権	45	資 本 金	1,954
ソフトウェア	125	資 本 剰 余 金	1,779
その他	10	資本準備金	1,754
投資その他の資産	14,245	その他資本剰余金	24
投資有価証券	7,644	利 益 剰 余 金	32,350
関係会社株式	2,783	利 益 準 備 金	488
長期貸付金	3,613	その他利益剰余金	31,862
差入保証金	70	圧縮記帳積立金	785
その他	138	別途積立金	19,609
貸倒引当金	△ 5	繰越利益剰余金	11,468
資 産 合 計	51,543	自 己 株 式	△ 1,347
		評価・換算差額等	3,004
		その他有価証券評価差額金	3,004
		純 資 産 合 計	37,741
		負債純資産合計	51,543

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,689
売 上 原 価		29,365
売 上 総 利 益		7,324
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,700
営 業 利 益		1,624
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	119	
受 取 配 当 金	557	
経 営 指 導 料	216	
受 取 家 賃	65	
そ の 他	313	1,272
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	7	
そ の 他	38	92
経 常 利 益		2,804
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		2,803
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	671	
法 人 税 等 調 整 額	79	750
当 期 純 利 益		2,052

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式	株主資本計
		資本準備金	剰余金	他剰余金	資本剰余金計	利益準備金	利益剰余金計	その他利益剰余金				
								圧縮記帳積立金	別積立金	繰越利益剰余金		
平成27年4月1日残高	1,954	1,754	—	1,754	488	766	19,609	10,101	30,964	△1,326	33,347	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△ 666	△ 666		△ 666	
圧縮記帳積立金の積立						19		△ 19				
当期純利益								2,052	2,052		2,052	
自己株式の取得										△ 1	△ 1	
自己株式の処分										4	4	
自己株式の信託への処分			24	24						△ 24		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	24	24	—	19	—	1,367	1,386	△ 21	1,389	
平成28年3月31日残高	1,954	1,754	24	1,779	488	785	19,609	11,468	32,350	△1,347	34,737	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成27年4月1日残高	4,021	1	4,022	37,370	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△ 666	
圧縮記帳積立金の積立					
当期純利益				2,052	
自己株式の取得				△ 1	
自己株式の処分				4	
自己株式の信託への処分					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 1,017	△ 1	△ 1,018	△ 1,018	
事業年度中の変動額合計	△ 1,017	△ 1	△ 1,018	371	
平成28年3月31日残高	3,004	—	3,004	37,741	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ………時価法

③ たな卸資産………製品・仕掛品は主として先入先出法による原価法、原材料は主として移動平均法による原価法を採用しております（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産………定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建（リース資産を除く）物（附属設備を除く。）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～47年

機械装置 7年

② 無形固定資産………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについて（リース資産を除く）は、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金………従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金………役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証等引当金………製品のアフターサービスに対する費用支出に充てるため、過去の実績を基礎として保証期間内のサービス費用見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度から費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	長期借入金
コモディティ・スワップ	原材料（銅）

- ③ ヘッジ方針
社内規程に基づき、金利変動リスク及び原材料（銅）の価格変動リスクを回避することを目的として、金利スワップ取引及びコモディティ・スワップ取引を利用しております。なお、当該規程にてデリバティブ取引の限度額を実需の範囲内で行うこととし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針としております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、ヘッジ対象及びヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。また、コモディティ・スワップについては、ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額を比較し、有効性の判定を行っております。
- (6) 消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は502百万円であります。

前事業年度まで流動負債の「支払手形」に含めて表示しておりました「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債務」は1,213百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,364百万円 |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 5,243百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 3,596百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,893百万円 |
| (3) 役員に対する金銭債務 | 91百万円 |
| 役員に対する金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務であります。 | |
| (4) 当社は、資金調達の機動性及び安定性を高められることから、取引銀行4行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。 | |
| コミットメントラインの総額 | 3,000百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| 差引額 | 3,000百万円 |
| (5) 保証債務 | |
| 子会社の割賦購入債務に対し、債務保証を行っております。 | |
| デンヨー ベトナム CO., LTD. | 17百万円 (151千米ドル) |
| (6) 輸出手形割引高 | 3百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	8,972百万円
仕入高	5,123百万円
その他の営業取引高	39百万円
営業取引以外の取引高	938百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	1,443	0	7	1,436

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
 2. 普通株式の自己株式の減少7千株は、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)から従業員等への売却による減少7千株であります。
 3. 普通株式の自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式(当事業年度期首792千株、当事業年度末826千株)が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	139百万円
製品保証等引当金	32百万円
未払事業税	24百万円
長期未払金	28百万円
退職給付引当金	86百万円
投資有価証券評価損	23百万円
関係会社株式評価損	75百万円
その他	135百万円
繰延税金資産小計	545百万円
評価性引当額	△ 133百万円
繰延税金資産合計	411百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△ 346百万円
その他有価証券評価差額金	△1,298百万円
繰延税金負債合計	△1,644百万円
繰延税金資産の純額	△1,232百万円

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	西日本発電機株式会社	(所有) 直接 100.0	当社製品の製造委託	製品の購入	1,429	買掛金	163
						電子記録債務	718
子会社	デンヨー アメリカコーポレーション	(所有) 直接 100.0	部品の販売	部品の販売	1,179	売掛金	367
子会社	デンヨー ユナイテッドマシナリー PTE. LTD.	(所有) 間接 76.0	当社製品の販売及びリース・レンタル	製品の販売	3,162	売掛金	793
子会社	デンヨー ベトナム CO., LTD.	(所有) 直接 100.0	当社製品及び部品の製造委託	資金の貸付	—	短期貸付金	319
				製品及び部品の購入	2,766	長期貸付金	3,596
子会社	P.I.デイン プリマジェネレーター	(所有) 間接 51.0	部品の販売	部品の販売	501	売掛金	287
関連会社	新日本建機株式会社 (注) 3	(所有) 直接 15.7 (被所有) 直接 1.3	当社製品の販売及びリース・レンタル	製品の販売	3,427	売掛金	802
						受取手形	1,917

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
製品及び部品の購入販売につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。
なお、デンヨー ベトナム CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は一定期間据え置き後の元金返済としております。
3. 持分は百分の二十未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,761円70銭
(2) 1株当たり当期純利益 95円83銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

デンヨー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津田良洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝和之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デンヨー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月17日

デンヨー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 津田良洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大枝和之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デンヨー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

デンヨー株式会社 監査役会

常勤監査役	増	井	亨	㊟
常勤監査役	杉	山	勝	㊟
社外監査役	山	田	昭	㊟
社外監査役	武	山	芳夫	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	<small>こが しげる</small> 古賀 繁 （昭和 22年 9月 21日 生）	昭和46年 4月 株式会社第一銀行入行 平成 7年 4月 株式会社第一勧業銀行 日野支店長 平成 8年 8月 同行 バンコク支店長 平成13年10月 当社関連事業室長 平成14年 6月 当社取締役経営企画室長 平成15年 4月 当社取締役管理部関連事 業担当部長 平成16年 4月 当社取締役管理部財務担 当部長 平成19年 4月 当社取締役管理部長兼管 理部関連事業担当部長兼 内部統制統括 平成20年 4月 当社常務取締役管理部門 長兼内部統制統括 平成21年 7月 当社取締役常務執行役員 管理部門長兼社長補佐 平成22年 4月 当社代表取締役社長 平成28年 4月 当社取締役会長 現在に至る	48,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>古賀繁氏は、代表取締役社長として6年の経営経験を有しており、新執行体制を支えるとともに、豊富な経営全般およびグローバルな事業経営に関する知見をもとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	しらとり しやういち 白鳥 昌一 (昭和) (31年5月) (26日生)	昭和55年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員経営企画部長 平成21年7月 当社執行役員管理部門副部長兼経営企画部長 平成23年4月 当社執行役員管理部門長 平成23年6月 当社取締役執行役員管理部門長 平成24年4月 当社取締役執行役員管理部門長兼情報システム部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員管理部門長兼情報システム部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員管理部門長 平成28年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	21,591株
【取締役候補者とした理由】 白鳥昌一氏は、長年にわたり経営企画、管理部門業務に従事し、会社の業務全般を熟知していることにより、会社経営に関する広い知見があり、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	えとう ようじ 江藤 陽二 (昭和) (29年10月) (31日生)	昭和52年4月 当社入社 平成20年4月 当社執行役員第一営業部長 平成21年7月 当社執行役員国内営業部門第一営業部長 平成23年4月 当社執行役員国内営業部門長兼東日本営業部長 平成24年4月 当社執行役員国内営業部門長 平成24年6月 当社取締役執行役員国内営業部門長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員国内営業部門長 平成28年4月 当社代表取締役副社長執行役員兼営業部門、管理部門、品質管理部門管掌 現在に至る	15,100株
【取締役候補者とした理由】 江藤陽二氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、取引先からの信頼も厚く、その経験を活かした取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
4	くぼやま ひであき 久保山 英明 (昭和 和) (27年 7月) (10日 生)	昭和50年 4月 当社入社 昭和60年 4月 当社商品企画室長 昭和60年 6月 当社取締役商品企画室長 平成元年 6月 当社常務取締役事業本部 業務部長 平成 6年 6月 当社専務取締役経営企画 本部長兼品質保証部長 平成 9年 4月 当社専務取締役生産本部 副本部長 平成12年 6月 当社専務取締役経営企画 室長 平成14年 6月 当社代表取締役社長 平成22年 4月 当社代表取締役会長 兼CEO 平成28年 4月 当社取締役相談役 現在に至る	195,739株
【取締役候補者とした理由】 久保山英明氏は、長年にわたり当社の経営を担っており、豊富な経験と実績を もとに、取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補 者といたしました。			
5	やしろ てるお 矢代 輝雄 (昭和 和) (29年 3月) (12日 生)	昭和50年 4月 当社入社 平成21年 4月 当社生産部門付部長 平成21年 7月 当社執行役員生産部門生 産管理部長 平成23年 4月 当社執行役員生産部門長 兼生産管理部長 平成24年 4月 当社執行役員開発部門長 平成24年 6月 当社取締役執行役員開発 部門長 平成25年 4月 当社取締役執行役員生産 部門長 平成28年 4月 当社取締役常務執行役員 生産部門長兼海外製造子 会社管掌 現在に至る	15,000株
【取締役候補者とした理由】 矢代輝雄氏は、生産部門業務、開発部門業務に従事し、豊富な製品知識を活か した取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者と いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
6	<p style="text-align: center;">みずの やすお 水野 恭男 (昭和) (30年12月) (20日生)</p>	<p>昭和54年4月 当社入社 平成20年4月 当社第三営業部長 平成21年7月 当社執行役員国内営業部 門第三営業部長 平成23年4月 当社執行役員国際営業部 門長兼海外営業第四部長 平成23年7月 当社執行役員国際営業部 門長 平成23年8月 当社執行役員国際営業部 門長兼海外営業第四部長 平成24年6月 当社取締役執行役員国際 営業部門長兼海外営業第 四部長 平成26年2月 当社取締役執行役員国際 営業部門長兼海外営業第 一部長兼海外営業第四 部長 平成26年4月 当社取締役執行役員国際 営業部門長兼海外営業第 三部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員 営業部門長兼海外販売子 会社管掌 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 デンヨー アメリカ コーポレーション 代表取締役 デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役</p>	15,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 水野恭男氏は、国内営業部門・国際営業部門業務に従事し、グローバルな視点からの取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
7	<p style="text-align: center;"> <small>たなか としあき</small> 田中 利明 (昭 和) (28年 6 月) (25 日 生) </p>	<p> 昭和51年 4 月 当社入社 平成20年 4 月 当社開発技術部長 平成22年 4 月 当社執行役員開発部門副 部門長兼開発部長 平成23年 4 月 当社執行役員研究開発部 長 平成24年 4 月 当社執行役員技術部長 平成25年 4 月 当社執行役員開発部門長 平成26年 4 月 当社執行役員開発部門長 兼知的財産部長 平成27年 6 月 当社取締役執行役員開発 部門長兼知的財産部長 平成28年 4 月 当社取締役上席執行役員 開発部門長兼知的財産部 長 現在に至る </p>	10,600株
<p> 【取締役候補者とした理由】 田中利明氏は、開発部門に従事し、幅広い製品知識を活かした取締役会の意思 決定機能の強化が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。 </p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
8	<p style="text-align: center;">たかだ はるひと 高田 晴仁 (昭和) (40年10月 14日生)</p>	<p>平成7年4月 慶應義塾大学法学部専任講師 平成10年4月 慶應義塾大学法学部助教授 平成17年4月 ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員 平成19年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科講師 平成20年4月 慶應義塾大学法学部教授 平成21年4月 慶應義塾大学大学院法学研究科委員 平成21年6月 当社買収防衛策独立委員会委員（現任） 平成23年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 平成25年6月 当社社外取締役 現在に至る</p> <p>〈重要な兼職の状況〉 慶應義塾大学大学院法務研究科教授</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 高田晴仁氏を社外取締役候補者とした理由は、大学院教授としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、同氏の兼職先である慶應義塾大学大学院に対する寄付はありません。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
9	* あさひ な れいこ 朝比奈 礼子 (昭和) (23年6月) (2日生)	昭和42年4月 国税庁直税部入庁 平成4年7月 東京国税局調査第二部主 査 平成7年7月 渋谷税務署統括国税調査 官 平成13年7月 日本橋税務署国際税務専 門官 平成16年7月 新宿税務署特別国税調査 官 平成19年7月 京橋税務署特別国税調査 官 平成20年7月 退官 平成20年9月 朝比奈税理士事務所開設 (現任) 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 朝比奈税理士事務所代表	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>朝比奈礼子氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士としての専門的見地と幅広い見識に鑑み、その職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。</p> <p>なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、今後、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただきたいため、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高田晴仁氏および朝比奈礼子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、高田晴仁氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。本議案が原案通り承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、朝比奈礼子氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 高田晴仁氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 朝比奈礼子氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役杉山勝氏が任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
すぎやま まさる 杉山 勝 (昭和) (28年7月) (21日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 デンヨー貿易株式会社取 締役 平成18年4月 デンヨー貿易株式会社取 締役兼デンヨー アジア PTE. LTD. 取締役(シンガ ポール駐在) 平成21年7月 当社執行役員グループ事 業戦略室担当部長 平成24年4月 当社執行役員監査室長兼 内部統制担当 平成26年4月 当社執行役員管理部門担 当部長 平成26年6月 当社監査役 現在に至る	12,800株
【監査役候補者とした理由】 杉山勝氏は、海外営業業務および監査室長兼内部統制担当といった経験や知識等があり、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、また、監査役在任中の監査実績等を踏まえ、監査役として選任をお願いするものであります。		

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額2億4千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬額は年額6千万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

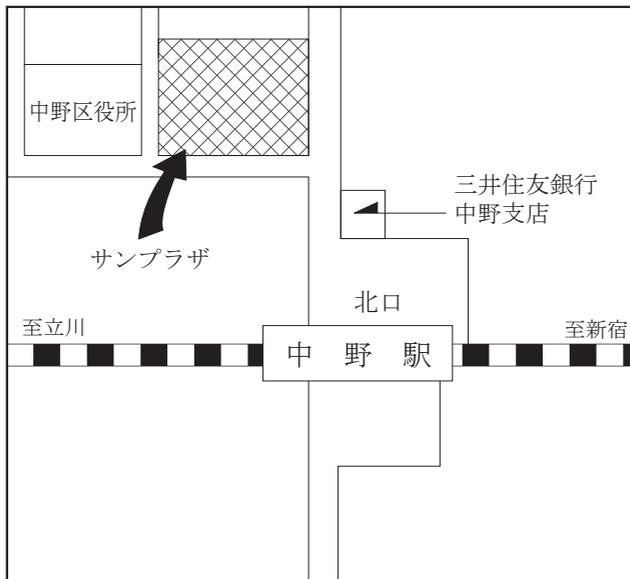
この間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、また、今後のコーポレートガバナンス強化のための人材確保の必要性等から、取締役の報酬額を年額3億円以内(うち、社外取締役分は年額3千万円以内)、監査役の報酬額を年額8千万円以内と改定いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたします。

また、現在の取締役は8名(うち、社外取締役1名)、監査役は4名ですが、第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は9名(うち社外取締役2名)、監査役は4名となります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 サンプルラザ 11階会議室
東京都中野区中野4丁目1番1号
電話 03 (3388) 1151 (大代表)
J R 中野駅北口より徒歩約2分